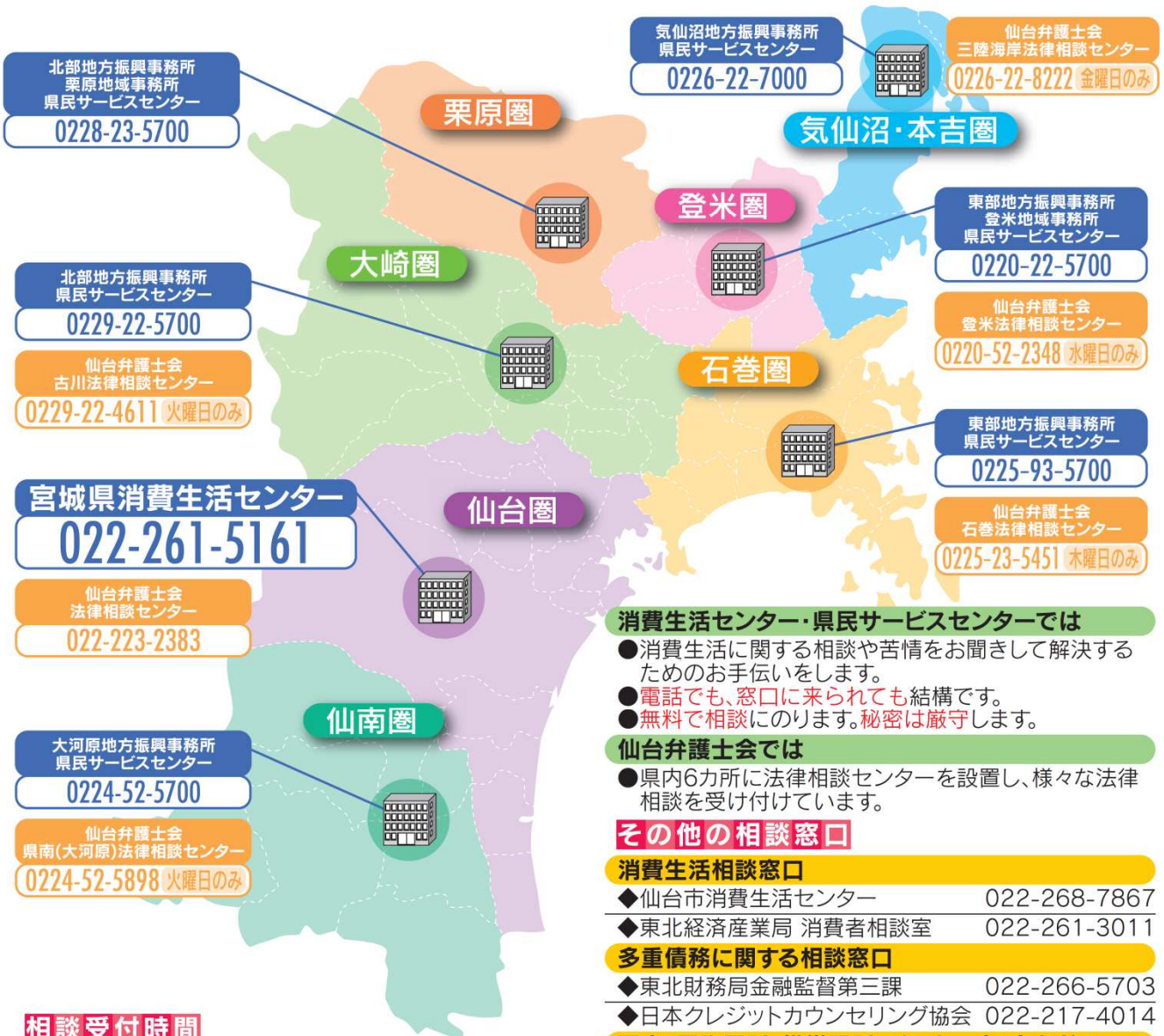


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆個人債務者の私的整理に関するガイドラインについて
- ◆自治体職員をかたる還付金等の詐欺に注意
- ◆消費生活センターからのお知らせ

12 December
月

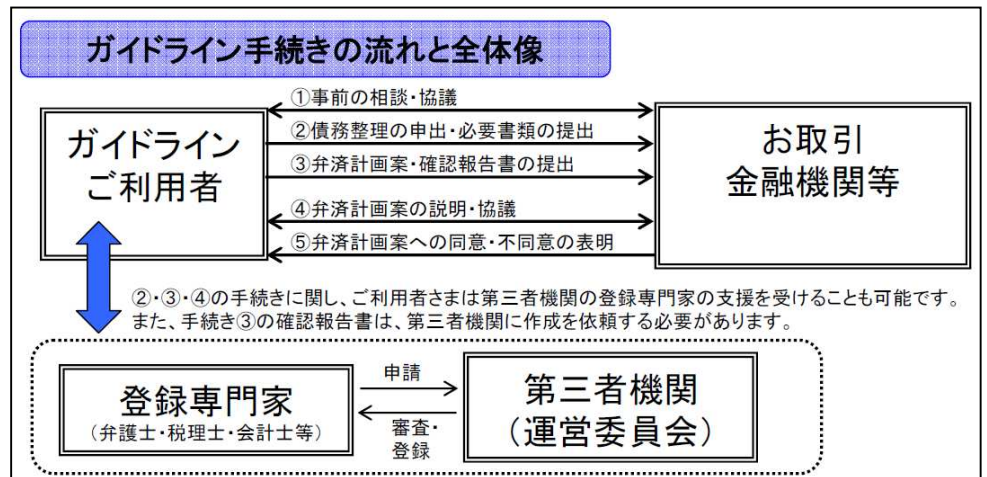
第22号

個人債務者の私的整理に関するガイドラインについて

東日本大震災の影響により債務の返済ができなくなった個人の方、又は、近い将来返済できなくなることが確実な個人の方の私的整理に関するガイドラインが、今年8月22日から開始されました。

ガイドラインの利用により、金融機関と、既存のお借入れについて弁済方法の変更や債務の減免などを、話し合うことができます。また、法的倒産手続による不利益を回避できます。(参照1)

その他詳細については、下記にお問い合わせください。



一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」コールセンター

TEL: 0 1 2 0 - 3 8 0 - 8 8 3

※受付時間：平日 午前9時 から 午後5時 までです。



参照1 自己破産などの法的手続をとった場合には、一定の資格制限や個人信用情報の登録などが行われますが、本ガイドラインを利用して債務整理を行えば、このような不利益を回避できます。

※ 一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」リーフレットより抜粋

自治体職員をかたる還付金等の詐欺に注意

皆さんは、「還付金詐欺」という言葉を聞いたことがありますか？

これは、市役所等の自治体職員を名乗って、医療費や社会保険料などの還付金手続を口実にATMへ誘導し、お金を振り込ませる手口です。今年度に入ってから、還付金詐欺に遭ったと思われる方からの相談が全国で増加しています。

還付金等の手続期限を「今日中」、「1時間以内」などと言って、冷静に考える余裕を与えないというのが、この詐欺の特徴です。また、被害に遭っている人の多くが60代以上の方というデータも出ています。

被害に遭わないために

- ▶ 自治体職員がATM操作を行うよう連絡することは絶対にありません。怪しいと思ったら、耳を貸さずに電話を切りましょう。
- ▶ 不審に感じたら、警察や消費生活センターに相談しましょう。



消費生活センターからのお知らせ

「消費生活相談員養成講座」受講生募集

宮城県では、消費者から寄せられる相談や苦情を処理・解決するために必要な知識を習得するための講座を、下記のとおり開講します。

消費生活分野に興味のある方、消費生活専門相談員などの資格取得を目指している方、消費生活啓発活動の実施を目指している方は、是非御受講ください。

- 研修期間 平成24年1月11日(水)、12日(木)、18日(水)、19日(木)、25日(水)、26日(木)、2月1日(水)、8日(水)、9日(木)、22日(水) (全10回)
- 研修場所 フォレスト仙台(宮城県仙台市青葉区柏木1-2-45)
- 研修内容 消費者問題の現状、消費生活相談に必要な法律知識、表示、食の安全、金融、保険サービスに関する知識 ほか(研修内容は変更になる場合があります。)
- 受講料 無料
- 研修対象・定員 県及び市町村消費生活相談員、一般受講者 30名
- 申込方法 養成講座受講申込書に御記入の上、郵送、FAX、E-mailのいずれかの方法で、下記にお申し込みください。
- 申込期間 平成23年11月25日から平成23年12月9日まで



申込・問い合わせ先

宮城県消費生活・文化課(消費生活センター)

電話：022-211-2524

URL：<http://www.pref.miyagi.jp/syoubun/syohi-sc/>

※申込に当たっては、募集要項を御確認ください。

多重債務無料相談会開催について

宮城県では、引き続き社会的な問題となっている多重債務問題に対応するため、多重債務に関する無料法律相談会を今年度は2回（12月、2月・3月）開催します。今回は12月分についてお知らせします。また、大崎会場・県庁会場では、事業者の方の相談も受け付けますので、お問い合わせください。

あわせて、心の健康に不安（よく眠れないなど）がある方を対象に、「心の健康相談」も実施していますので、遠慮なく御相談ください。

■ 相談会日程

開催日	会場	定員（個人）	相談会の内容
12月13日（火）	県大崎合同庁舎	16名	※相談会は午前9時30分から午後4時30分まで（ただし、栗原会場は午後1時からです。） ※相談時間は1人当たり原則1時間30分とします。（心の健康相談は別途） ①消費生活相談員等による面談（30分） ②弁護士又は司法書士による法律相談（30分） ③消費生活相談員等による事後相談等（30分）
12月14日（水）	県大河原合同庁舎	16名	
	県栗原合同庁舎	4名	
	県石巻合同庁舎	16名	
	県気仙沼合同庁舎	8名	
12月15日（木）	県登米合同庁舎	8名	
12月17日（土）	県庁	24名	
12月18日（日）	県庁	24名	

■ 申込方法

事前予約制です。

予約受付期間 平成23年12月5日（月）～9日（金）

① 個人の方

宮城県消費生活センター 電話022-261-5164

予約受付時間 午前8時30分～午後5時15分

② 事業者の方（12/13, 17, 18のみ）

東北財務局金融監督第三課 電話022-266-5703

予約受付時間 午前9時～午後5時45分

※ 予約受付期間終了後も、定員に達していない場合は、引き続き予約を受け付けます。

